神足サイフォン水路浚渫工事　特記仕様書

１．適用

本特記仕様書は、「神足サイフォン水路浚渫工事」に適用する。

２．総則

（１）本工事は、「長岡京市土木工事共通仕様書（令和８年10月改定)」に準拠するものの他、京都府策定の「土木工事共通仕様書（案）（令和６年４月)」（以下「共通仕様書」という。)「土木工事施工管理基準（平成29年９月)」（以下「施工管理基準」という。）及び「長岡京市請負工事施工管理基準（令和８年10月)」及び「請負工事写真管理基準（撮影）要領（令和８年10月)」、により施工するものとする。

（２）「共通仕様書」、「施工管理基準」と重複する項目については、本仕様書並びに「長岡京市請負工事施工管理基準」及び「請負工事写真管理基準（撮影）要領」が優先する。

３．目的

本業務は雨水排水路である神足サイフォンにおいて、サイフォンの老朽化による劣化状況を踏まえ、潜水士により不断水でサージタンク内の堆積物を除去し、排水機能の保全を図ることを目的とする。

４．施工場所

神足サイフォン　長岡京市　東神足２丁目　他地内

	高さ	横幅	奥行き
上流側	５．５ｍ	２．０ｍ	２．０ｍ
下流側	４．８ｍ	２．０ｍ	２．０ｍ

５．工事概要

潜水士が充水された神足サイフォンのサージタンク内に入り、サージタンク底部の堆積物を撤去・処分する。

６．施工体制

従事する作業者は、業務内容に熟練かつ堪能な者があたること。本工事を実施するにあたっては、潜水士は２名以上配置しなければならない。

７．安全管理

（１）潜水作業は高気圧安全衛生規則に基づいた安全管理をおこなうこと。

（2）潜水作業従事者は高気圧健康診断の写しを着手前に監督員に提出すること。有効期限は履行期間を含む 6 ヶ月以内とする。
（3）緊急時の対応を考慮し、潜水士免許保有者を 2 名以上常駐させること。また、潜水具および送気管などの予備機材を配置しておくこと。
（4）現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図らなければならない。
（5）潜水士は水中有線電話とモニタリングカメラを携帯すること。
（6）作業中は常に潜水士と連絡員が連絡を取れる状態を維持すること。
（7）潜水士との連絡系統が 1 系統でも通信不能となった場合は、直ちに作業を中断すること。
（8）緊急時の対策や連絡系統は、着手前に施工計画書において承認を得ること。

8. 施工管理
（1）現地作業の実施にあたり、関連する法令等を遵守し、常に善良なる管理を行わなければならない。
（2）現地作業の実施にあたり、公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。
（3）現場作業前に周辺住民への周知をおこなうこと。周知方法は監督員と協議のうえ決定すること。
（4）受注者は現地作業中、気象情報に充分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じなければならない。(「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）（平成 20 年 10 月)」参照)
（5）サイフォン内部に異常が見られた場合には作業を中断し、監督員に報告すること。
（6）土曜日、日曜日、及び祝祭日並びに降雨時、悪天候等の場合は作業をおこなわないこと。
（7）工程毎に写真撮影すること。サージタンク内での写真撮影は、浚渫前、浚渫後と同一箇所で撮影をおこなうものとする。
（8）浚渫前後の状況を監督員立会のもとカメラ確認をおこなうものとする。
（9）浚渫作業中は開口部から異物が入り込まないようにすること。
(10) 浚渫作業により撤去した堆積物は適切に処分するとともに、マニフェスト等で記録管理すること。
(11) 作業実施にあたり、関連設備に損害を与えないよう十分注意すること。
(12) 作業時間は原則 9:00～17:00 とする。
(13) 作業実施にあたり、必要な関係官公署等に対する手続きは受注者がおこなうものとし、その費用は受注者の負担とする。

9．施工方法
（1）両岸のサージタンク周辺に堆積物を一時的に保管するためのコンテナや必要機材

を設置する。

（2）サージタンク内部に潜水して堆積物を撤去する。撤去は原則としてサージタンク内部の充水状態を維持しながら人力で行い、土嚢袋等に詰めて地上に吊上げ回収する。この際、堆積物の浮遊が極力少なくなるように努める。

（3）回収した堆積物はコンテナに集積し、運搬処分する。

（4）人力での回収が困難な堆積物についてはバキューム車を使用して吸引するものとする。なお、この際にサージタンク内の水位が必要以上に低下しないように注意し、最低限の排水に抑える。サージタンク内に注水が必要な場合は受注者にて準備する。

10. 提出書類

受託者は速やかに次の書類を提出すること。

（1）契約後の提出書類

・着工届
・工事内訳書
・工程表
・現場代理人通知書
・資格免許証（潜水士ほか）
・作業員名簿
・高気圧健康診断書
・施工計画書

（2）完了後の提出書類

・作業写真帳（作業前、作業中、作業完了後）
・作業報告書
・完成届

11. その他

（1）本工事における交通誘導員は下記の通り計上しているが、道路管理者及び所轄警察署や地元等との協議の結果、条件変更等に伴い交通誘導員 A（検定合格者）の配置が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。なお、検定合格者とは、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年 11 月 18 日国家公安委員会規則第 20 号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1 級または 2 級）とする。その際、受注者は交通誘導警備検定合格証（写し）を監督職員に提出するものとする。

配置工種	配置員数	施工時間	延べ人数
左岸側規制時	交通誘導員 B　2 人／日	昼　　間	6 人

（2）本特記仕様書に定めのない事項または、疑義を生じた場合は、双方協議の上定めるものとする。

長岡京市土木工事共通仕様書

令和８年 10 月１日改訂

長岡京市土木工事共通仕様書

（総則）

第１条

（１） 長岡京市が発注する土木工事（以下単に「工事」という。）は、長岡京市土木工事共通仕様書（以下「本仕様書」という。）、「長岡京市請負工事施工管理基準［令和８年１０月］」及び「長岡京市請負工事写真管理基準［令和８年１０月］」、京都府策定の「土木工事共通仕様書（案）［令和６年４月］」（以下「府仕様書」という。）、「土木工事施工管理基準[平成２９年９月]」（以下「施工管理基準」という。）、「土木請負工事必携[令和６年４月]」（以下「工事必携」という。）により施工するものとする。

（２）「府仕様書」、「施工管理基準」と重複する項目については、本仕様書及び「長岡京市請負工事施工管理基準」及び「長岡京市請負工事写真管理基準」が優先する。

（関係法令等の遵守）

第２条

（１）工事の施工にあたっては、工事に関する本市の条例及び規則その他、関係法令（以下「関係法令等」という。）を遵守しなければならない。

（２）受注者は、工事の設計図書・各仕様書等が前号の関係法令等に照らし、不適当又は矛盾していることが判明した場合、遅滞なく監督職員に通知し、確認を求めなければならない。

（工事着手）

第３条

特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工期の始期日以降３０日以内に工事に着手しなけ

ればならない。着手日は工事開始日（工期の始期日）以降の実際の工事を着手した日（準備工の現場事務所等の設置または測量も含む。）とする。

（施工体制台帳等の作成・提出）

第４条

（１）受注者は、国土交通省令に従い、施工体制台帳（下請負契約書等添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、現場に常時保管及び掲示し、求められた際は速やかに提示しなければならない。

（２）受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更等が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

（現場代理人の要件）

第５条

工事の施工にあたり、契約書第１０条に基づく現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を設置しなければならない。

なお、経営事項審査に提出する際の技術職員名簿に記載のない技術者を現場代理人として設置する場合、直接的かつ恒常的な雇用関係の証明できる書類(写)を提出すること。なお、証明するための書類には以下のものがある。

（ア）監理技術者資格者証

（イ）源泉徴収票

（ウ）健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

（エ）健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書（資格取得後（２）が通知されるまでの間に限る）

（オ）住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書

（提出書類）

第６条

（１）工事の着手にあたっては、発注者が定める「提出書類の様式（土木請負工事関係様式集)」に掲げる書類を提出期限までに必

要な部数を提出し承諾等を得なければならない。

（２）工事が完了したときは、発注者が定める「提出書類の様式（土木請負工事関係様式集)」に掲げる書類の他、次の書類を提出しなければならない。

①出来形図　　②工事写真　　③品質確認書

（３）その他、本仕様書及び監督職員の指示する書類を期限までに提出しなければならない。

（照査及び測量）

第７条

（１）受注者は、工事着手に当たり設計図書の照査を行わなければならない。照査の結果、疑義等が生じた場合には、監督職員に照査結果を速やかに提出し、指示を受けなければならない。また、疑義等が生じなかった場合においてもその旨を監督職員に報告しなければならない。

（２）受注者は、工事着手に当たり測量を実施し、現地を確認しなければならない。測量の結果、設計図書に示されている数値と差異が生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し、指示を受けなければならない。また、差異が生じなかった場合についてもその旨を監督職員に報告しなければならない。

（段階確認）

第８条

受注者は、監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は工種、細別、確認の予定時期、測定後結果等を監督職員に書面（長岡京市工事様式７）により報告しなければならない。

（再生資源利用促進計画書・報告書の作成）

第９条

（１）再生資源利用計画書・報告書の作成について

再生資源利用計画・報告には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（ア）土砂・砕石・加熱アスファルト混合物の各資材ごとの利用量

（イ）前記アの利用量のうち再生資源ごとの利用量

（ウ）前記イに掲げるもののほか再生資源ごとの利用量

なお、計画書は、施工計画書に含めるものとし、施工後は、報告書を提出しなければならない。

（２）再生資源利用促進計画書・報告書の作成について

再生資源利用促進計画・報告には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（ア）指定副産物の種類ごとの搬出量

（イ）指定副産物の種類ごとの再資源化施設、又は他の工事現場等への搬出量

（ウ）前記イに掲げるもののほか指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

なお、計画書は、施工計画書に含めるものとし、施工後は、報告書を提出しなければならない。

（残土処理計画書・報告書の作成）

第１０条

受注者は、工事を施工する際、予め残土処理計画書を作成しなければならない。なお、残土処理計画書は施工計画書に含めるものとし、施工後は、残土処理報告書を提出しなければならない。

（廃棄物処理計画書・報告書の作成）

第１１条

受注者は、工事を施工する際、予め廃棄物処理計画書を作成しなければならない。なお、廃棄物処理計画書は施工計画書に含めるものとし、施工後は、廃棄物処理報告書を提出しなければならない。

（建設副産物「建設発生土、産業廃棄物」の搬出）

第１２条

現場から発生する産業廃棄物処理（収集運搬・処分）にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に基づき適正な処理を行うこと。

なお、工事の施工により発生する建設副産物は下記の場所に搬入するものとする。

ただし、やむを得ない事情により搬入が困難な場合は監督職員と協議の上、その指示に基づいて対応し、必要に応じて設計変更の対象とする。

建　設　副　産　物	受　　入　　場　　所	受入機関及び受入時間	その他受入条件
コンクリート塊	京都府又は京都市の産業廃棄物処理許可業者		
アスファルト塊	京都府又は京都市の産業廃棄物処理許可業者		
建設発生土	特記仕様書によるものとする		

（出来形図面などの作成）

第１３条

受注者は、工事施工後工事出来形図面（舗装展開図には、コア採取箇所を明示すること）を１部提出するものとし、作成に要する費用は、受注者が負担しなければならない。

（法定福利等）

第１４条

受注者は、建設業退職金共済制度等の現場従事者及び現場労働者に関する法定福利制度の活用を図ること。

（未実施）

第１５条

本市においては、「情報共有システムの利用」、「電子納品の実施」、「元下指針の遵守」については、実施していない。